

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、自動二輪車にて配送業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、配送作業中に前方を走行していた自動車に衝突し、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し「右股関節脱臼骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等から、右股関節の機能障害及び右下肢の短縮障害並びに右股関節の神経症状であると認められる。

(2) 右股関節の機能障害についてみると、D医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「患側：屈曲50°、伸展-10°、外転20°、内転10°
健側：屈曲115°、伸展20°、外転40°、内転20°」と記載し、主要運動において、1/2以下の可動域制限を認めている。一方、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「患側：屈曲75°、伸展10°、外転30°、内転15°
健側：屈曲130°、伸展0°、外転45°、内転20°」と記載し、主要運動において、3/4以下の可動域制限を認めている。

(3) 次に、右下肢の短縮障害についてみると、D医師は、上記診断書において、要旨、「下肢長：77cm/77cm」と所見し、差異についての記載はない。E医師は、上記意見書において、要旨、「右下肢長81cm、左下肢長82.5cm」と所見し、1cm以上の差異が認められる。

(4) 上記両障害について、D医師とE医師の測定結果に差異が生じているところ、E医師の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会によって決定された測定方法により実測した結果に基づくものであり、F医師も平成○年○月○日付け鑑定書において、要旨、「少なくとも他動的には、平成○年○月○日の障害等級認定調査における右股関節の運動可動領域の測定結果が実際の請求人の右股関節の運動可動領域に矛盾するとは考えがたい」と述べていることから、E医師の意見を採用することが妥当であると判断する。

したがって、当審査会としても、右股関節の機能障害については、右股関節に3/4以下の可動域制限が認められるため、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」障害等級第12級の7に該当し、また、右下肢の短縮障害については、右下肢に1cm以上の短縮が認められるため、「1下肢を1cm以上短縮したもの」障害等級第13級の8に該当するものと判断する。

- (5) さらに、神経症状についてみると、請求人は、申立書において「大腿部から膝にかけてズキズキ痛む。」、どのような時に痛むかについては「歩行時や胡坐や下にある物を前屈みになって拾ったり、就眠中の寝返り等」と記載しているところ、D医師は、上記診断書において、要旨、「圧痛が右 Scarpa△、大腿直筋起始」と所見しており、E医師は、上記意見書において、要旨、「右股関節に頑固な局所痛が残存している。」と所見している。

上記の医証から、当審査会としても、請求人に残存する神経症状は、右股関節に「局部に頑固な神経症状を残すもの」障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

- (6) 以上のことから、請求人に残存する障害は、右股関節の機能障害（障害等級第12級の7）、右下肢の短縮障害（障害等級第13級の8）、神経症状（障害等級第12級の12）と認められるところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のオに説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第11級に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。